

環境保全型農業直接支払交付金 令和7年度の制度見直しに向けた検討事項

資料 4

最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題（令和5年3月中間年評価）	第3期に向けた主な見直しの方向性（案）
（1）交付金の効果的な運用に向けた見直し ●環境保全型農業に新たに取り組む農業者の確保などについて、他の事業との連携も含め検討 ●有機農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、収益性の向上が見込める農業者等については、例えば支援を一定期間とするなど、事業の見直しについて検討 ●併せて、より広域な地域で地域住民等と一体的に取り組む、地域で経営が成り立つような取組の推進や農業者の収益性が向上するような支援について検討	先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（抜粋）（別紙1）
（2）申請者の負担軽減に向けた対応 農業者の意識調査では、取組の維持・拡大に向けた解決する課題として、約半数が「交付金の要件、事務手続きの見直し」と回答 取組実施市町村アンケートでは、約7割でeMAFFに対応できることを確認	令和4年度より農林水産省共通申請サービスで直接市町村に出向かなくても申請が出来るよう取り入れているが、電子申請が出来ることが農業者にまで認知されていないため、交付金のHPへ掲載するだけでなく、農水省のメルマガ等を通じて電子申請が可能であることを広くアピールしていく。 また、農業者が電子申請するにあたり、入力し易い画面になるよう改修を行っていく。
（3）トレードオフ解消に向けた対応 各取組について、地球温暖化防止、生物多様性保全、その他の環境保全の効果や環境への影響を整理し、併せて、トレードオフの解消技術の要件化など、低減又は解消に向けた対応の検討	取組のトレードオフについて検討し、令和6年8月公表予定の最終評価案への記載を検討する。（別紙2）
（4）全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行 地域特認取組のうち、 ・高い環境保全効果を有する ・要件設定について全国共通的に取り組むことができる ・全国的に拡大が見込める 取組について、取組推進を図る観点から、全国共通取組への移行を検討する。 あわせて、実績のない取組について廃止を検討する。	「炭の投入」「総合防除」「化学肥料・農薬不使用栽培」など、3期に向けて地域特認から全国共通取組に変更する条件について整理。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向 (令和5年6月) (抜粋)

- 農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、
 - ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。
 - ② 更に、先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。
 - ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
 - ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
 - イ) 脱炭素化の促進に向けた「J-クレジット」等の活用
 - ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

取組	想定されるトレードオフの例
堆肥の施用	・水稲作のメタンガス発生 対策技術等：秋耕、長期中干し、施用量の調整 ・施用過剰により養分過剰や塩基バランスの悪化、地下水等水質への負荷につながる 対策技術等：土壌診断
カバークロップ	・水稲作のメタンガス発生 対策技術等：秋耕、長期中干し
長期中干し	・幼生期に本田を利用する一部の両生類や昆虫類が成体になることが困難になる可能性 対策技術等：江、ビオトープ、常時湛水田等が地域内に存在することや、作期分散による中干しの時期の分散
冬期湛水	・メタンガス発生 対策技術等：冬期湛水管理後、春に一時落水してほ場を乾かす ※冬期湛水田にアカガエル類の卵塊が見られた場合など、地域の保全上重要な生物の生息環境への影響が懸念される場合には留意することが望ましい。

環境保全型農業直接支払交付金 令和2年度の制度見直しのポイント

	第1期の制度の課題	令和2年度における主な見直し内容
第三者委員会	効果評価の結果、地域特認取組のうち、地球温暖化防止効果が高く※、全国で実施可能な取組があった。 ※ 地球温暖化防止については、効果の大きさについて定量的な比較評価が可能であるが、生物多様性については、定量的な比較評価が困難 ＜現行の全国共通取組＞ 「有機農業」「カバークロップの作付け」「堆肥の施用」	地域特認取組のうち、高い環境保全効果を有し、政府目標（地球温暖化対策計画、有機農業基本方針）に貢献する取組を全国共通取組に追加する。 ＜令和2年度に追加される全国共通取組＞ 「リビングマルチ」「草生栽培」「不耕起播種」「長期中干し」「秋耕」
	地域特認取組（全168取組）のうち、環境保全効果が低いものや、取組実績のないものがあった。	「効果が低い」と評価された取組を支援対象から外す。 - 効果測定調査を実施し、「効果が低い」と判定されたもの（10） - 取組実績がなく、効果測定調査を実施していないため、「効果が低い」と判定されたもの（54）
有機部会	食農審・果樹・有機部会において、有機農業政策は、国際的に整合性があり、かつ消費者にとってわかりやすい制度設計とすべきとの意見が出された。	本交付金における有機農業の取組水準を「国際水準の有機農業」＝有機JASの水準に合致させる。 ※ 有機JAS認証を取得する/しないは農業者の経営判断であり、交付金を受けるために 認証取得は必要としない。
その他	地域特認取組は、地域の環境課題や農業実態を勘案し支援する仕組みであるが、環境保全目的が「地球温暖化防止」か「生物多様性保全」に限定されるなど、必ずしも地域の実情に即していなかった。 - これまでも資材の実勢価格や労働実態に応じて、交付単価の見直しを都度行ってきたが、有機農業等、単価設定時から変更のなかった取組について、現在の営農実態に見合ったものであるか検証する必要があるあった。	- 全国共通取組配分後の残額の範囲内で都道府県が自由に運用可能な制度に変更する。 「水質保全」など現場の環境課題が解決できるよう、支援対象取組や単価設定などについて都道府県の裁量を拡充。 有機農業の掛かり増し経費を調査。多くの場合で、現行を上回ったので、実態に応じて単価を見直す。 ■ 有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外） 8,000円/10a ⇒ 12,000円/10a このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算 カバークロップやリビングマルチは、種子代の実勢価格に応じて単価を見直す。 ■ カバークロップ 8,000円/10a ⇒ 6,000円/10a ■ リビングマルチ（小麦・大麦・イタリアンライグラス以外） 8,000円/10a ⇒ 5,400円/10a （小麦・大麦・イタリアンライグラス） 5,000円/10a ⇒ 3,200円/10a